

入学規約

第1条（目的）

本規約は、円滑な学習の場を提供することを目的として、必要事項を定めたものである。

第2条（規約の変更）

1. 当校は児童、生徒、保護者への事前の承諾を得ることなく、本規約を改定することがあるものとする。
2. 本規約の改定は、適用開始時期を定めない限り、当校が管理システム上に改定版を公表した時をもって効力を生じるものとし、以後、改定後の規約が優先して適用されることとする。

第3条（入学資格）

児童、生徒は次のすべての項目を満たしている必要がある。

1. 自他の可能性を信じることができ、自己決定により入学を希望している。
2. 本規約及び当校の指導方針に同意している。

児童、生徒の保護者は次のすべての項目を満たしている必要がある。

1. 自他の子女の可能性を信じることができ、自己決定した子女の意思を尊重している。
2. 本規約及び当校の指導方針に同意している。

第4条（入学手続き）

1. 児童、生徒、保護者は入学の申し込みにあたり、本規約を遵守し、当校が求める児童、生徒、保護者の情報を虚偽なく登録するものとする。
2. 児童、生徒、保護者は本規約に同意の上、当校所定の入学申込書に必要事項を記入・提出いただき、入学金及び初月度の諸費用を支払った段階で、入学のお申し込みを行ったこととする。
3. 入学金及び初月度の諸費用は、入学申込書の提出と同時または7日以内にお支払いいただきます。
4. 入学の申し込みがあった場合、当校がこれを承認することで、当校の学生となります。
5. 児童、生徒、保護者は、本規約に基づく権利及び義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり、使用させたりしてはならない。
6. 児童、生徒、保護者は、当校の入学申込書記入の項目に変更があった場合は、速やかに変更の届出をすること。

第5条（本サービスの内容）

1. 指導回数や授業料など、本サービスの内容は別に定める通りとする。

第6条（契約期間）

1. 契約期間の始期は、入学申込書に記載された入学日となる。
2. 契約期間は基本的に1か月間とし、保護者あるいは当校から申し出がない限り、1ヶ月単位の自動継続となる。

第7条（契約のキャンセル・変更および返金）

1. 入学申込後、本サービス開始前に保護者が解約を申し出た場合、解約手続きをし、保護者に諸費用を返金するものとする。
2. 前項の場合でも、教材費などすでに発生している費用については返金しない。
3. 本サービス開始後の返金はできないものとする。
4. 契約内容の変更をする場合は、変更を希望する月の前月の末日までに申し出ること。

第8条（デイスクール通い放題コース及びアフタースクールコース）

1. 児童、生徒は入学面談の際に決定した日時及びカリキュラムに基づき授業を受けるものとする。
2. 入学日が月の途中である場合、初月度の授業料と指導の日時及びカリキュラムは別に定める通りとする。

第9条（メタバース）

1. 自宅のパソコン環境に関する不具合については、当校は責任を負わないものとする。
2. 別紙『基本マニュアル』『利用について』を参照し、適切に利用するものとする。

第10条（遅刻・欠席）

1. 体調不良、学校行事、クラブ活動などの理由で、やむをえず授業を欠席、または遅刻する場合には、必ず本人、または保護者が授業前までに連絡をすること。
2. 授業の前日までに連絡がなかった場合、いかなる理由でも、振替授業や返金はしない。
3. 授業に遅刻した場合、授業時間の延長や遅刻分の授業料の返金はしない。

第11条（中途退学）

1. 中途退学のお申し出は保護者から、退学を希望する月の前月の末日までに申し出ること。
2. 前月の末日までに退学の申し出がなかった場合、返金はしない。

第12条（退学処分）

- 当校は、児童、生徒が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該児童、生徒に事前に何ら通告することなく、学生契約を解約し、学生登録を取消し、退学したものとする。
- 退学処分となった場合、すでにいただいている諸費用は返金しない。
 1. 他の児童、生徒の学習の妨げとなる事を行った場合
 2. 学校の設備や備品等を故意に破損・汚損した場合
 3. 児童、生徒および児童、生徒の関係者が当校に対して損害を与える恐れがあると判断した場合
 4. スタッフの指示に従わない場合
 5. 諸費用の納入が遅れ、滞納が2ヶ月分となった場合
 6. 犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当校が学生とすることを不適当と判断する場合

第13条（諸費用）

1. 諸費用とは、入学金・授業料・教材費・特別講習受講料をいいます。
2. 月毎の諸費用は、当校所定の支払い方法で前月の26日に支払いただく。ただし、その日が土日祝に該当する場合は、翌営業日に支払いとなる。
3. 諸費用は、改定の可能性があるものとする。

第14条（入学金）

1. 入学金として10,000円を初月度の他の費用とあわせて支払うこととする。

第15条（授業料）

1. 授業料は、別途定める最新の料金表より算出するものとする。

第16条（教材費）

1. 教材費は、その必要があった場合、入学された月ならびに新年度の初月度に他の費用とあわせて支払うものとする。
2. 新しい教材が必要になった場合は、保護者の同意を得た上で、その分の教材費を翌月度の諸費用とあわせて支払うものとする。

第17条（特別講習）

1. 特別講習とは、春夏冬講習、その他通常の授業に追加して行う授業をいう。
2. 特別講習の受講には、別途費用が発生する。（金額は、その都度案内するものとする。）
3. 特別講習の期間中も、通常の授業は行います。

第18条（休校）

1. 当校は、基本的に土日祝日を休校日とする。
2. 講師の病気や怪我など、当校の都合により休校とする場合がある。

第19条（責任の所在）

1. 児童、生徒の当校の行き帰り及び学校外での事故、トラブル等の責任は負わないものとする。
2. 盗難、紛失等の責任は負わないものとする。
3. 施設内で生じた、私物の紛失・忘れ物について当校は損害の責任を負わないものとする。
4. 忘れ物、落し物については、1ヶ月間保管した後、処分するものとする。
5. 学校からのメールが届かなかったことで生じたトラブル等の責任は負わないものとする。

第20条（個人情報）

1. 入学時に提示頂いた情報に変更が生じた場合は、必ず連絡するものとする。
2. メールアドレスを変更する場合は、必ず事前に連絡するものとする。
3. 当校の授業やイベント等にて、写真や動画を撮影し、児童、生徒や保護者の方に必要に応じてモザイク等をかかけた上で、当校のホームページやその他メディアに掲載する場合があります。

第21条（損害賠償）

1. 児童、生徒、保護者は自己の責任において本サービスを利用するものとし、当校は本サービスの利用によって生じた利用者様の損害について、損害賠償責任を負わないものとする。
2. 児童、生徒、保護者は本サービスの利用中、当校またはその前後にて設備、その他備品に損害（落書きや破損等）を与えた場合、当校は該当の児童、生徒に対して、被った損害の賠償を請求できるものとする。
3. 児童、生徒、保護者が本規約に違反することによって、当校に損害が生じた場合、当校は当該児童、生徒、保護者等に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

(2024年11月1日 改訂)

入学申込書

申込み日	令和 年 月 日
------	----------

フリガナ				生年月日
児童生徒氏名				平成 年 月 日
フリガナ				
保護者氏名				
住所	〒 -			
自宅電話			携帯電話 (緊急連絡先)	
勤務先	名称 電話	メール アドレス (保護者)		
学校名			学年	小・中 年

※申込書に記載された個人情報に関して、運営管理の目的のためにのみ利用させていただきます。

誓約書

NEXTAGE SCHOOLの児童、生徒として【入学規約】を厳守し、自己の能力の向上に励むことを誓います。万一、NEXTAGE SCHOOLの児童、生徒として相応しくないような行動をとった場合、退学処分にされても一切異議を申し立てません。

令和 年 月 日

児童生徒氏名

保護者氏名